

○「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」の一部改正新旧対照表

○「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号）

改 正 案	現 行
<p>3 履行保証との関係</p> <p>履行保証を付した工事のうち、発注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成24年3月19日付け国官会第3186-5号、国地契第95号、国北予第39号）又は「工事標準請負契約書について(依命通達)」（平成8年3月1日付け官会第261号）に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。</p> <p>保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成26年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。</p>	<p>3 履行保証との関係</p> <p>履行保証を付した工事のうち、発注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、「工事標準請負契約書について(依命通達)」（平成8年3月1日付け官会第261号）又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。</p> <p>保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成25年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。</p>